

# 1 手帳

## (1) 身体障害者手帳



### ✿内容

身体障害者手帳は、身体に一定の障がいのある人に対して、身体障害者福祉法に基づき交付されるものです。各種の福祉サービスを受けることができます。

障がいの程度は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能であり、1級から6級まであります。

### ✿対象者

負傷・病気・先天性の疾病などにより、身体に一定の障がいのある人

### ✿お持ちいただくもの

各種手続き	お持ちいただくもの			
	写真	診断書	手帳	その他
新たに手帳を取得したいとき（新規申請）	○	○	—	※1
手帳を紛失したとき（再交付申請）	○	—	—	
手帳の破損・写真交換したいとき（再交付申請）	○	—	○	
障がいの程度が変更または追加したいとき（再交付申請）	○	○	○	
住所・氏名が変わったとき（変更届）	—	—	○	
本人が亡くなったとき	—	—	○	※2

○ 写真について・・・タテ4cm×ヨコ3cm（スナップ写真可）1枚

脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの、1年以内に撮影されたもの

○ 診断書は、県の指定医師が作成します。医療機関または社会福祉課で確認してください。

○ その他について

※1・申請者のマイナンバーのわかるもの（個人番号カード、通知カード、住民票等）

・申請者の本人確認書類（運転免許証等）：個人番号カード持参、代理人申請の場合は不要  
《代理人が申請する場合》

代理人委任通知書、代理人の本人確認書類（運転免許証等）、申請者（委任者）の印鑑

※2・届出人の本人確認書類（運転免許証等）

○ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村役場の福祉担当課へ届出をしてください。

## (2) 療育手帳



### ❁ 内容

療育手帳は、知的障がいのある人に対して一貫した指導、相談を行うために交付されるものです。各種の福祉サービスを受けることができます。

障がいの程度は、「A」は最重度・重度、「B」は中・軽度に区分されます。

### ❁ 対象者

児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方

### ❁ お持ちいただくもの

各種手続き	お持ちいただくもの	
	写真	手帳
新たに手帳を取得したいとき（新規申請）	○	—
手帳を紛失したとき（再交付申請）	○	—
手帳の破損・写真交換したいとき（再交付申請）	○	○
住所・氏名・保護者が変わったとき（変更届）	—	○
本人が亡くなったとき	—	○

- 写真について・・・タテ4cm×ヨコ3cm（スナップ写真可）1枚  
脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの  
1年以内に撮影されたもの
- 新規申請の場合は、児童相談所・知的障害者更生相談所で判定を受ける必要があります。判定日は後日通知します。また、次回判定日が決められている場合は、期限までに再判定を受ける必要があります。

判定所：新発田児童相談所・新発田知的障害者更生相談所  
新発田市豊町3丁目3番2号  
電話 0254-26-9131

- 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村役場の福祉担当課へ届出をしてください。

### (3) 精神障害者保健福祉手帳



#### ✿ 内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神に一定の障がいのある人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるものです。各種の福祉サービスを受けることができます。有効期間は2年で更新が必要です。

障がいの程度は、1級から3級まであります。

#### ✿ 対象者

精神疾患による初診後、6か月以上経過しており、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約のある方

#### ✿ お持ちいただくもの

各種手続き	お持ちいただくもの			
	写真	添付書類	手帳	他
新たに手帳を取得したいとき（新規申請）	○	○	—	※
手帳の有効期限が切れたとき（更新申請）	○	○	○	※
障がいの程度が変わったとき（等級変更届）	—	○	○	※
手帳を紛失したとき（再交付申請）	○	—	—	※
手帳の破損・写真交換したいとき（再交付申請）	○	—	○	※
住所・氏名が変わったとき（変更届）	—	—	○	※
本人が亡くなったとき	—	—	○	

○ 添付書類は下記のいずれかが必要です。

- ・医師の診断書（初診日から6か月経過した日以後のもの、かつ、診断日から3か月以内のものに限ります）
- ・精神障がいを支給事由とする障害年金の証書または振込通知書等（写し）と同意書
- ・精神障がいを支給事由とする特別給付金の資格者証（写し）と同意書

○ 写真について・・・タテ4cm×ヨコ3cm（スナップ写真可）1枚  
脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの  
1年以内に撮影されたもの

○ 手帳を郵送で受け取る場合は返信用封筒と460円分の切手が必要です。

○ 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村役場の福祉担当課へ届出をしてください。

※ 個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）

《代理人が申請する場合》

代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、申請者（委任者）の印鑑

## 2 手当と年金

### (1) 特別障害者手当



#### ✿対象者

20歳以上の在宅の方で、障害手帳の有無にかかわらず、精神または身体に著しい重度の障がい（※1）があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方が対象です（所得制限あり）。

ただし、以下に該当する方は受給できません。

- 福祉施設に入所している方（※2）
- 病院等（老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に継続して3か月以上入院している方

#### ※1 <著しい重度の障がい>

- 身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある場合や、重度の知的・精神障がいがある場合を指します。ただし、内部障がい（心臓疾患、腎臓疾患）の重複で手当が受給できる可能性は極めて低いため、申請の際は御留意ください。
- 高齢者で要介護認定4・5程度の方は、対象になる可能性があります。

#### ※2 施設の種類によっては受給できる場合があります。

##### <<入所していても手当を受給できる施設>>

有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、軽費老人ホーム、ショートステイ

#### ✿お持ちいただくもの

- ・所定の診断書（2か月以内もの）
- ・身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）
- ・対象者名義の通帳
- ・対象者の年金額がわかる書類（年金振込通知のはがき、年金振込先の預金通帳等）
- ・個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）

##### <<代理人が申請する場合>>

代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、対象者（委任者）の印鑑

✿支給額 月額 28,840円（令和6年3月分まで27,980円）

✿支給月 2・5・8・11月に3か月分を支給  
（申請した月の翌月分から支給対象）

## (2) 障害児福祉手当



### ✿対象者

20歳未満の在宅の児童で、障害者手帳の有無にかかわらず、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする児童が対象です（所得制限あり）。入院中の場合でも、受給できます。

ただし、以下に該当する方は受給できません。

- 福祉施設に入所している児童
- 障がいを理由とする給付金等（特別児童扶養手当を除く）を受給している児童

### ✿お持ちいただくもの

- ・所定の診断書（2か月以内のもの）
- ・身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
- ・対象者名義の通帳
- ・個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）

《代理人が申請する場合》 ※保護者が申請する場合、不要

代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、対象者（委任者）の印鑑

✿支給額 月額 15,690円（令和6年3月分まで15,220円）

✿支給月 2・5・8・11月に3か月分を支給  
（申請した月の翌月分から支給対象）

### (3) 在宅重度心身障害者見舞金



#### ✿対象者

障害者手帳の有無にかかわらず、精神または身体に障がいがあり、日常生活の大半において介護を必要とする方が対象です。

ただし、下記に該当する方は受給できません。

- 障害による年金や手当を受給している方
- 福祉施設に入所している方（※）

※ 施設の種類によっては受給できる場合があります。

《入所していても見舞金を受給できる施設》

有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、軽費老人ホーム、ショートステイ

#### ✿お持ちいただくもの

- ・対象者名義の通帳
- ・身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）
  - ※ 申請時に介護の状況についてお聞きします。
  - ※ 特別障害者手当または障害児福祉手当と同時に申請しない場合は、日常生活における介護を必要とする状態を確認するための書類が必要になる場合があります。

✿支給額      年額      60,000 円

✿支給月      6・12月

## (4) 在宅重度重複障害者介護見舞金



### 対象者

施設に入所することが困難な在宅の重度重複障害者を常時介護している保護者。ただし、障がいのある人が施設入所している場合は受給できません（所得制限あり）。

※ 重度重複障がい者とは

次の①、②どちらも満たす方

- ① 療育手帳「A」の交付を受けている
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次の(ア)～(エ)の2つ以上に当てはまる

(ア) 視覚障がい（1、2級）

(イ) 聴覚障がい（2級）

(ウ) 肢体不自由（1、2級）

(エ) 内部障がい（1級）

### お持ちいただくもの

- ・療育手帳及び身体障害者手帳
- ・対象者世帯全員分の住民票（続柄の記載があるもの）
- ・対象者、対象者の配偶者等の課税証明書
- ・対象者名義の通帳

※申請される場合には、

新発田市役所 社会福祉課 障がい支援企画係 までご相談ください。

支給額 月額 20,000 円

支給月 3・7・11 月

## (5) 特別児童扶養手当



### 対象者

精神または身体に重度若しくは中度の障がいのある20歳未満の在宅の児童を養育している父または母等のうち、いずれか所得の高い方（所得制限あり）

### お持ちいただくもの

- ・所定の診断書（2か月以内のもの）
- ・戸籍謄本（1か月以内のもの）
- ・対象者名義の通帳
- ・個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）

《代理人が申請する場合》

代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、本人（委任者）の印鑑

支給額 1級 月額 55,350 円（令和6年3月分まで 53,700 円）

2級 月額 36,860 円（令和6年3月分まで 35,760 円）

支給月 4・8・11 月に4か月分を支給（申請した月の翌月分から支給対象）

## (6) 障害年金等



### ✿障害基礎年金

国民年金に加入している間または60歳から65歳未満の老齢基礎年金待機期間に初診日のある病気やけがで一定の障がいの状態になったときに受けられます。

ただし、老齢基礎年金を繰り上げ受給している場合や保険料の納付要件により請求することができない場合もあります。

#### 障害基礎年金額（※障害年金生活者支援給付金額）

1級 年額 1,020,000 円（※月額 6,638 円）

2級 年額 816,000 円（※月額 5,310 円）

※障害年金生活者支援給付金の受給は申請が必要です（所得制限あり）。

### ✿特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に、未加入だったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がいのある人が受けられます。対象となる方は、昭和61年3月以前の被用者の配偶者だった方や平成3年3月以前に学生だった方です。この時点で初診日があり、現在その傷病で障害基礎年金の1・2級相当の障がいのある人です。

支給額 1級 月額 55,350 円

2級 月額 44,280 円

### ✿問合せ 新発田市役所 保険年金課

新発田年金事務所 電話 0254-23-2128

## (7) 心身障害者扶養共済制度



### ✿内容

障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

### ✿加入資格・対象障がい者

加入資格者	共済の対象となる心身障がい者
心身障がい者の保護者で、次の条件をすべて満たす方 ・ 4月1日現在の年齢が65歳未満の方 ・ 県内に住所がある方 ・ 特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方	次のいずれかに該当し、将来、独立自活することが困難であると認められる方 ・ 知的障がい者 ・ 身体障害者手帳1～3級所持者 ・ 障がいの程度が上記と同程度と認められる方





### 3 税金の軽減

#### (1) 所得税、市・県民税



##### ✿ 所得控除

障がいのある人が所得税、市・県民税の納税者本人または納税者の控除対象配偶者及び扶養親族である場合、課税対象となる所得額から次の額の控除が受けられます。

区分	控除対象者	所得控除額	
		所得税	市・県民税
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円
同居の 特別障害者控除	控除対象配偶者、扶養親族が同居 の特別障害者である場合	配偶者または扶養控除に加算 35万円 加算	23万円 加算

※ 市・県民税については、手帳が交付された年の翌年度からとなります。

##### ✿ 市・県民税の非課税範囲

障がい者の前年の合計所得金額（地方税法上の合計所得金額）が135万円以下の場合、市・県民税は課税されません。

##### ✿ 心身障害者扶養共済制度に係る掛金の控除

都道府県が心身障がい者に関して実施する共済制度の掛金額は、小規模企業共済等掛金控除として課税対象となる所得額から控除されます。

##### ✿ 医療費控除

一定以上の金額を医療費（診療費、治療費、医療品の購入、入院費、治療上必要不可欠であると医師が認めたストマ用装具など）として支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。

##### ✿ 問合せ

市・県民税について 新発田市役所 税務課  
所得税について 新発田税務署 電話 0254-22-3161（代表）

## (2) 自動車税・軽自動車税



### ❁ 内容

減免の対象となる障がいのある人が取得または所有する自動車については、自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免が受けられます。

### ❁ 減免の対象となる範囲

障がい区分		本人運転	家族運転 介護者運転
視覚障がい		1級～4級	1級～4級
聴覚障がい		2級～3級	2級～3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声、言語またはそしゃく機能障がい		3級 ※1	3級 ※1
上肢不自由		1級～2級	1級～2級
下肢不自由		1級～6級 ※2	1級～3級
体幹不自由		1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級～2級	1級～2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい		1級、3級	1級、3級
じん臓機能障がい		1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障がい		1級、3級	1級、3級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1級、3級	1級、3級
小腸機能障がい		1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～3級	1級～3級
肝臓機能障がい		1級～3級	1級～3級
療育手帳			A
精神障害者保健福祉手帳			1級
備考	※1 喉頭摘出に係るものに限る ※2 下肢不自由 7級が2以上ある場合は下肢不自由 6級となる		

### ❁ 減免を受けられる自動車

4月1日現在で身体障がい者本人が所有している車（納税義務者が障がい者本人である車）または4月1日以降身体障がい者本人が取得する車（自家用のみ）に限りま  
す。ただし、身体障がい者が18歳未満の場合や知的障がい者、精神障がい者につい  
ては、家族の方の名義でも減免を受けることができます（障がい者1人につき自動車  
は1台に限ります）。

区分	減免対象車	利用目的
本人 運転	身体障がい者本人が運転する自動車	制限なし
家族 運転	障がいのある人のために生計を一にする方が運転する自動車 (原則、同居家族の方の自動車)	【普通自動車】障がいのある人の通学・通院・通所・生業のために賦課期日以降6か月以上継続して週1日以上または月4日以上使用するもの ⇒証明するものとして「 <u>通学・通院・通所等の利用証明書</u> 」が必要です。 【軽自動車】制限なし
介護者 運転	障がいのある人のみで構成される世帯の方で、常時介護する方が運転する自動車	【普通自動車】障がいのある人の通学・通院・通所・生業のために賦課期日以降1年以上継続して週3日以上使用するもの 【軽自動車】制限なし

※ 賦課期日とは4月1日または登録する日です。

※ 利用目的が「生業」の場合は、通常は障がい者が同乗するものに限りませう。

(注意) 名義変更は、自動車税の場合、納税の年の3月末日までに、軽自動車税の場合、4月1日までに完了していることが必要です。

### ❁ 自動車税（種別割）の申請に必要なもの

※ 申請についての詳細は、新発田地域振興局 県税部へお問い合わせください。

	本人運転	家族運転	介護者運転	その他
減免申請書	○	○	○	・申請者（自動車税の納税義務者）のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、住民票のいずれか）
同一生計証明書	△	○		
常時介護証明書			○	・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳等のいずれか）
通学等の利用証明証		○	○	
障害者手帳	○	○	○	
運転免許証	○	○	○	※代理人が申請する場合は、別途必要となる書類等がありますので、詳しくは、申請窓口までお問い合わせください。
自動車検査証	○	○	○	
自立支援医療受給者証 (精神障がい者のみ)		○	○	

△：所有者が同一生計者である場合のみ

## ❁ 同一生計証明書・常時介護証明書の発行

必要書類	申請窓口
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者手帳</li> <li>・ 自動車検査証</li> <li>・ 運転する方の運転免許証</li> <li>・ 通学、通院、通所、生業に係る証明書 (医師または学校長等が証明したもの)</li> <li>・ 運行計画書(介護者運転のみ)</li> <li>・ 誓約書(介護者運転のみ)</li> </ul>	<p>身体障がい者・知的障がい者 新発田市役所社会福祉課、各支所住民福祉係</p> <p>精神障がい者 新発田地域振興局健康福祉環境部</p>

## ❁ 軽自動車税(種別割)の申請に必要なもの

※ 申請についての詳細は、新発田市役所 税務課へお問い合わせください。

	本人運転	家族運転	介護者運転	その他
減免申請書	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者(軽自動車税の納税義務者)のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード、住民票のいずれか)</li> </ul>
障害者手帳	○	○	○	
運転免許証	○	○	○	
自動車検査証	○	○	○	
軽自動車税(種別割) 納税通知書	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳等のいずれか)</li> </ul> <p>※代理人が申請する場合は、別途必要となる書類等がありますので、詳しくは、申請窓口までお問い合わせください。</p>

## ❁ 申請窓口・申請期間

種類	申請・問合せ窓口	申請期間
既に所有している自動車に対する減免(普通自動車)	新発田地域振興局 県税部 0254-26-9123(直通)	4月1日から納期限まで
既に所有している自動車に対する減免(軽自動車)	新発田市役所 税務課 0254-28-9320(直通) ※郵送での申請も可。様式は市ホームページからダウンロードできます。	納税通知書が届いてから納期限まで
新たに取得する自動車に対する減免	(財)新潟県自動車標板協会 025-283-2279	登録時

## (3) その他の税



### ❖ 固定資産税 (窓口：新発田市役所 税務課)

障がい者がいる世帯、65歳以上の方がいる世帯、要介護認定または要支援認定を受けている方がいる世帯が、新築された日から10年以上が経過し、令和6年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事※を行った場合、工事を完了した年の翌年度分に限り、対象床面積100㎡相当分まで固定資産税の1/3が軽減されます。対象となる住宅には要件がありますので、詳しくは担当窓口までご相談ください。

なお、申告については、工事完了日から3か月以内となります。

※補助金などを除く自己負担額が50万円(税込)を超える工事が対象となります。

### ❖ 事業税 (窓口：新発田地域振興局県税部 電話 0254-22-5106)

重度の視覚障がい者(両眼の視力喪失または両眼の視力が0.06以下)があんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営む場合、個人事業税は課せられません。

### ❖ 相続税 (窓口：被相続人の居住地を管轄する税務署)

- ① 障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合、相続税額が控除されます。
- ② 都道府県が心身障がい者に関して実施する共済制度による給付金の受給権を相続した場合、相続税は課税されません。

### ❖ 贈与税 (窓口：信託会社など)

特別障がい者を受益者として、信託会社などと「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額が6,000万円までは、信託会社などを經由して「障害者非課税信託申告書」を関係書類と共に、税務署長に提出すると贈与税が非課税となります。

### ❖ 預貯金等の利子非課税 (窓口：金融機関など)

対象者	対象限度額
・ 障害者手帳所持者 ・ 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の受給者 ・ 障害基礎年金等障害を給付事由とする年金受給者	それぞれの元本または額面350万円を限度として預入または購入されたもの

※対象となる預貯金等：所得税法第10条に規定する預貯金、租税特別措置法第4条に規定する公債

## 4 医療

### 自立支援医療について

#### ✿概要

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神障害者通院医療）

#### ✿利用者負担と軽減措置

原則1割負担ですが、低所得の方及び一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方（※「重度かつ継続」に該当する方）にも1か月当たりの自己負担上限額を設定しています。

#### ✿世帯の範囲

自己負担を設定する上で、世帯の所得を確認する必要があります。この時の世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。世帯の所得を確認するため、1月1日時点で新発田市に住民票がなかった方は、所得課税証明書が必要となる場合があります。

#### ✿所得区分（自己負担上限額）

← 一定所得以下		中間所得層		→ 一定所得以上	
生活保護世帯	市民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	23万5千 ≤ 市町村民税 (所得割)
生活保護 負担上限額 0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層（原則1割負担） 負担上限額：医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 中間所得層1 負担上限額：5,000円 中間所得層2 負担上限額：10,000円		一定所得以上 公費負担の対象外
			※ 重度かつ継続		
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上（重継） 負担上限額 20,000円

#### ※「重度かつ継続」の対象範囲

##### ① 疾病・症状等から対象となる方

更生医療・育成医療：じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能、肝臓機能障がいの方  
 精神通院医療：統合失調症、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、もしくは薬物関連障がい（依存症等）の方または集中、継続的な医療を要する方として精神医療に一定以上の経験のある医師が判断した方

##### ② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の多数該当の方

# (1) 自立支援医療（更生医療）



## ❁ 内容

身体に障がいのある人の日常生活を容易にし、職業能力を増進するため、その障がいを除去または軽減に必要な医療の給付を行います。

### 給付対象医療の例

視覚障がい	角膜移植術、白内障手術など
聴覚平衡機能障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術など
音声・言語・そしゃく機能障がい	歯科矯正術、口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	人工関節置換術、骨切術、理学療法など
中枢神経脳神経	脳シャント、脊髄形成術
心臓機能障がい	ペースメーカー埋込術、人工弁置換術など
じん臓機能障がい	人工透析療法、じん臓移植術など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調節療法など
肝臓機能障がい	肝臓移植など

※指定を受けた医療機関での医療が対象となります。

## ❁ 対象者

身体障害者手帳所持者の18歳以上の方で手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満の児童は、育成医療が給付されます。）

## ❁ 利用者負担

原則1割負担（世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります）

## ❁ お持ちいただくもの（新規申請の場合）

- ・身体障害者手帳
- ・指定医療機関の意見書（指定様式）
- ・保険証 国民健康保険（国保組合含む）の場合は、同一保険加入者全員分  
上記以外の場合は、受診者と被保険者分
- ・受診者の年金等収入額が確認できるもの（非課税世帯のみ）
- ・特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- ・個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）

≪代理人が申請する場合≫

代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、受診者（委任者）の印鑑



## (2) 自立支援医療（育成医療）



### ❁ 内容

身体に障がいのある児童の日常生活能力の回復向上を図るため、その障がいを除去または軽減に必要な医療の給付を行います。

### ❁ 対象者

身体に障がいがあるかまたはその障がいを残すと認められる18歳未満の児童

#### 給付対象医療の例

視覚障がい	白内障、先天性緑内障、眼瞼欠損、斜視など → 手術等
聴覚平衡機能障がい	先天性耳奇形→形成術(聴覚平衡機能障害の除去・軽減する手術等) 高度難聴→人工内耳埋込術
音声・言語・そしゃく機能障がい	口蓋裂等→形成術 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴うものであって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要なもの→歯科矯正
肢体不自由	先天性股関節脱臼、内反足、斜頸、多(合)指(趾)症、脊椎側彎症、水頭症、くる病(骨軟化症)等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など
心臓機能障がい	先天性心疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術 後天性心疾患→ペースメーカー埋込み手術 心臓移植後の抗免疫療法
じん臓機能障がい	人工透析療法 腎移植術(抗免疫療法含む)
小腸機能障がい	中心静脈栄養療法
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療
肝臓機能障がい	肝臓移植後の抗免疫療法
その他の先天性内臓障がい	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣(睾丸)、漏斗胸など→尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

※指定を受けた医療機関での医療が対象となります。

### ❁ 利用者負担

原則1割負担(世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります)

## ❁ お持ちいただくもの（新規申請の場合）

- ・ 指定医療機関の意見書（指定様式）
- ・ 保険証 国民健康保険（国保組合含む）の場合は、同一保険加入者全員分  
上記以外の場合は、受診者と被保険者分
- ・ 受診者の年金等収入額が確認できるもの（非課税世帯のみ）
- ・ 個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）  
《代理人が申請する場合》  
代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、受診者（委任者）の印鑑

## （3） 自立支援医療（精神通院）



### ❁ 内容

精神障がいの早期治療を図るため指定医療機関に通院して治療を受ける場合に必要医療の給付を行います。

### ❁ 対象者

精神疾患（認知症、てんかんなども含む）の治療のため通院している方

### ❁ 利用者負担

原則1割負担（世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります）

## ❁ お持ちいただくもの（新規申請の場合）

- ・ 指定医療機関の診断書（指定様式）
- ・ 「重度かつ継続」に関する意見書（指定様式）
- ・ 保険証 国民健康保険（国保組合含む）の場合は、同一保険加入者全員分  
上記以外の場合は、受診者と被保険者分
- ・ 受診者の年金等収入額が確認できるもの（非課税世帯のみ）
- ・ 個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）  
《代理人が申請する場合》  
代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、受診者（委任者）の印鑑

## (4) 重度心身障害者医療費の助成 (県障医療制度)



### ❁ 内容

重度の心身に障がいのある人に医療費の一部を助成します（所得制限あり）。

### ❁ 対象者

身体障害者手帳1級～3級所持者  
療育手帳A所持者  
精神障害者保健福祉手帳1級所持者

### ❁ 助成内容

保険適用された自己負担のうち、受給者から一部を負担していただき、残りを県障医療制度で助成します。

一部負担金	外 来	530円/1回（同一医療機関内で月4回まで、5回目以降0円）
	入 院	1,200円/1日（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方は、一部負担金はありません。）
	外来薬剤	0円
	訪問看護療養費	250円/1回
	食事・生活療養費	0円（「標準負担額減額認定証」をお持ちの方に限ります） （一部負担していただく場合もあります。）
	治療用装具	0円（一部負担していただく装具もあります。）

※介護保険での療養型病床群への入院及び訪問看護は対象外です。

### ❁ お持ちいただくもの（新規申請の場合）

- ・ 対象者とわかる等級の障害者手帳
- ・ 健康保険証
- ・ 標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）

### ❁ 利用方法等

- ・ 県障の医療費助成は申請した翌月の1日からとなります。
- ・ 受診時に医療機関、調剤薬局の窓口を受給者証を提示してください。
- ・ 県外の医療機関で受診した場合、助成分は償還払いとなります。詳しくは担当までお問い合わせください。
- ・ 受給者証の更新については、毎年、世帯の前年分所得を調査し、所得制限内の方には更新された受給者証を、制限額を超えた方には助成停止通知書を8月中に送付します。
- ・ 自立支援医療など他の制度による医療が受けられる場合は、自立支援医療など他の制度を受けただうえて、県障を受けなければなりません。

## (5) 後期高齢者医療制度



### ❁ 内容

75歳の誕生日からそれまで加入していた健康保険から後期高齢者医療制度に加入することになります。ただし、65歳以上75歳未満の一定の障がいのある人は、ご本人の申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

### ❁ 医療費の窓口負担割合

1割負担（一定以上所得のある方は2割  
または3割）

詳しくは、お問い合わせください。

### ❁ お持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害年金証書など
- ・申請者（委任者）の印鑑（代理の方が手続きをする場合）

❁ 申請窓口 新発田市役所 保険年金課

※一定の障がい

身体障害者手帳1級～3級の方

音声機能障がい4級の方

言語機能障がい4級の方

そしゃく機能障がい4級の方

下肢不自由4級の1、4級の3、

4級の4の方

療育手帳「A」の方

障害年金1・2級を受給されている方

精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

国民年金法による障害基礎年金、障害年金受給者など

## (6) 保健事業に関する助成



### ✿各種健（検）診の助成

対象者	対象事業
身体障害者手帳1・2級所持者 身体障害者手帳3・4級所持者（65歳以上） 療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 生活保護世帯の方、70歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>健康診査</b> （身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査等）</li> <li>• <b>がん検診</b> （胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん）</li> <li>• <b>肝炎ウィルス検診</b></li> </ul>

※健（検）診受診時に、受付に障害者手帳を提示してください（無料になります）。

### ✿季節性インフルエンザ予防接種の助成

対象者	①接種日に65歳以上の方 ②接種日に60歳以上で、下記の障がいによる身体障害者手帳1級所持者 （心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい）
料金	自己負担額 令和5年度時点 1,650円（ワクチン代として）

※身体障害者手帳等持参のうえ、市が指定した医療機関で接種をうけてください

### ✿高齢者肺炎球菌予防接種の助成

対象者	①65歳の者（65歳の誕生日から66歳の誕生日を迎える前日まで） ②60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓、呼吸機能に障がいがある人、またはヒト免疫不全ウイルスの影響で免疫機能に障がいがある人で極度に日常生活が制限されている人（身体障がい者手帳1級相当）
料金	自己負担額 令和5年度時点 4,700円（ワクチン代として）

※身体障害者手帳等持参のうえ、市が指定した医療機関で接種をうけてください

### ✿新型コロナウイルスワクチンの助成

※詳細が決まり次第お知らせします。

✿問合せ 新発田市役所 健康推進課

## (7) 精神障害者入院医療費の助成



### ❖内容

精神疾患治療のため医療機関の精神科病床に1か月以上入院している人に対して、入院治療に要する医療費を助成します（所得制限あり）。

### ❖対象者

- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者
- ・ 自立支援医療（精神通院医療）受給者

### ❖助成内容（月額上限助成額 8,000円 100円未満切捨て）

市町村民税 課税世帯の方（対象医療費－20,000円）の3分の1

市町村民税 非課税世帯の方（対象医療費－10,000円）の3分の1

### ❖お持ちいただくもの

- ・ 入院月の医療費の明細が分かる領収書
- ・ 健康保険証
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
- ・ 本人または保護者名義の通帳
- ・ 高額療養費及び付加給付の償還金があったこと分かる証明書（お持ちの方のみ）

### ❖注意事項

- ①後期高齢者医療制度加入者・70歳以上の方・生活保護世帯・世帯員に市町村民税課税標準額が600万円以上の方がいる場合・ひとり親家庭等・重度心身障がい者・老人・子ども・妊産婦各医療費助成事業の助成を受けることができる場合は対象外となります。
- ②対象医療費とは、保険適用の一部負担金額から高額療養費等還付された金額を差し引いた金額をいいます。
- ③高額療養費等償還額がわからない場合等、支給が遅れることや支給できないことがあります。
- ④この制度では、保護者（配偶者、親権を行う者及び扶養義務者）が本人に代わって申請することができます。

## (8) 新潟県精神科救急医療体制



### ❖内容

急に精神的に具合が悪くなった場合の相談に応じます。

### ❖相談専用電話番号

電話 0258-24-1510

※平日、休日を問わず24時間、相談を受けています。

## 5 くらし

### (1) 補装具費の支給



#### ✿ 内容

補装具とは、身体に障がいのある人等の失われた身体機能を補完または代替する用具です。障がいの内容及び程度に応じ、補装具の購入・修理・借受けが受けられます。購入前に申請が必要です。

#### ✿ お持ちいただくもの

- ・ 指定医師の意見書（指定様式、一部省略可★印）
- ・ 見積書（業者から取り寄せてください）
- ・ 身体障害者手帳  
（難病等の方は、難病であることの医師の診断書または特定疾患医療受給者証）
- ・ 個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）

《 代理人が申請する場合 》

代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、申請者（委任者）の印鑑

#### ✿ 利用者負担

原則1割負担（世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります）

ただし、世帯（18歳以上の方は、本人と配偶者のみ）の中に市民税所得割が46万円以上の場合は支給対象外です。（障がい児に対しては所得制限はありません。）

#### ✿ 購入・修理できる主なもの

障がい名	交付できる補装具
視覚障がい	・ 視覚障がい者用安全つえ(★) ・ 義眼 ・ 眼鏡
聴覚障がい	・ 補聴器
肢体不自由 (障がい部位によって異なります)	◎車いす ◎歩行器 ◎歩行補助つえ等(★) ・ 座位保持装置 ・ 義肢 ・ 装具
内部障がい	◎手押し型車いす ◎歩行補助つえ(★) ◎歩行器
重度障がい	・ 重度障害者用意思伝達装置

※ 借受けは、歩行器、座位保持椅子、重度障害者用意思伝達装置が対象です。

※ 上記一覧の◎がついているものは介護保険が優先される品物です。なお、介護保険該当者で、障がい・体型により既製の品物が適当でない場合には、意見書（既製品では適当でない理由）と身体障害者手帳を利用して補装具の申請となります。

※ 労災による障がい者については、労働基準監督署で交付し、それ以外の身体障害者手帳所持者について補装具の申請となります。

※ 5万円以上の修理については医師の意見書が必要となります。

## (2) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成

### ✿ 内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器を購入する費用の一部を助成します。購入前に申請が必要です。

### ✿ お持ちいただくもの

- ・ 指定医師の意見書（指定様式）
- ・ 見積書（業者から取り寄せてください）

### ✿ 対象者：次のすべての条件に該当する方（所得制限あり）

- ① 18歳未満で、身体障害者手帳の交付対象でない児童
- ② 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した場合
- ③ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上である場合

※ 医師が特に必要と認めた場合は、30デシベル未満でも該当となる場合があります。

### ✿ 助成額：市が定める基準額の3分の2の金額（下表参照、1円未満切捨て）

※ 購入金額が基準額に満たない場合は、実際にかかった金額の3分の2

補聴器の種類	基準額	基準額に含まれるもの	耐用年数
軽・中等度難聴用ポケット型	53,500円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) イヤーモールド (注) イヤーモールドが不要の場合は、左欄の基準額から9,500円を減じた額を基準額とする。	5年
軽・中等度難聴用耳かけ型	55,900円		
高度難聴用ポケット型	53,500円		
高度難聴用耳かけ型	55,900円		
重度難聴用ポケット型	68,500円		
重度難聴用耳かけ型	80,700円		
耳あな型（レディメイド）	101,500円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900円	補聴器本体（電池を含む。）	5年
骨導式ポケット型	74,100円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 骨導レシーバー (3) ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500円	(1) 補聴器本体（電池を含む。） (2) 平面レンズ (注) 平面レンズが不要の場合は、左欄の基準額から、不要な平面レンズの枚数に3,800円を乗じて得た額を減じた額を基準額とする。	

※ 修理及び電池交換に要する費用は、助成の対象となりません。



### (3) 軽・中等度難聴者補聴器購入費助成

#### 内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴者に対して、補聴器を購入する費用の一部を助成します。購入前に申請が必要です。

#### お持ちいただくもの

- ・申請書
- ・指定医師の意見書（指定様式）
- ・見積書（業者から取り寄せてください）

※ 申請書及び指定医師の意見書については、市役所へ取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

#### 対象者：次のすべての条件に該当する方

- ① 新発田市内に住所を有する 18 歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で身体障害者手帳の対象とならない方、または医師が補聴器装用を必要と認めた方

※ 検査の結果、身体障害者手帳の対象となる方は、手帳の交付により、別途購入費の助成を受けることができます。

#### 助成額

区分	助成額	上限
生活保護世帯の方 市・県民税非課税世帯の方	購入費の全額	5 万円
上記以外の世帯の方	購入費の 1 / 2	3 万円

※ 修理及び電池交換に要する費用は、助成の対象となりません。また、購入費の助成を受けてから 5 年を経過するまで、再度の申請はできません。

#### 助成額の請求方法

申請後、市から決定通知書が届いたら、見積書を作成した業者で補聴器を購入し、領収書を受け取り、助成請求書に添付し提出してください。助成請求書に記入いただいた口座へ助成額が振り込まれます。（領収書のあて先は申請者本人の氏名）

#### 申請・問合せ先

- ・ 18 歳から 64 歳の方      社会福祉課障がい福祉係（28-9251）
- ・ 65 歳以上の方          高齢福祉課高齢福祉係（28-9200）

## (4) 日常生活用具の給付



### ❁ 内容

日常生活用具とは、重度の心身に障がいのある人等が在宅生活を容易に過ごすための用具です。障がいの内容により、日常生活用具の給付が受けられます。購入前に申請が必要です。

### ❁ お持ちいただくもの

- ・見積書（業者から取り寄せてください）
- ・身体障害者手帳または療育手帳 ※ 難病等の方は、医師の診断書（様式有）

### ❁ 利用者負担

原則 1 割負担（世帯の所得状況等に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります）。

ただし、世帯（18 歳以上の方は、本人と配偶者のみ）の中に市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は支給対象外です。

### ❁ 日常生活用具対象種目一覧表（◎がついているものは介護保険等が優先される品物です。）

《身体障がい者・児》

障がい	者・児の別		種 類	対 象 者
	者	児		
視 覚 障 が い	○	○	ポータブルレコーダー・プレーヤー （音声訳 CD 再生機含む）	視覚障がい 2 級以上の者 学齢児童以上の者
	○		盲人用時計 （触読式・音声式）	視覚障がい 2 級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがあるなどのため触読式時計の使用が困難な者を原則とする
	○	○	点字タイプライター	視覚障がい 2 級以上の者（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る）
	○	○	点 字 器	視覚障がいがある者で、本用具を使用して情報収集、情報伝達や意思疎通などを図り、容易に使用できる者
	◎		電 磁 調 理 器	視覚障がい 2 級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい 2 級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 学齢児以上の者
	○	○	視 覚 障 が い 者 用 活字文書読上げ装置	視覚障がい 2 級以上の者 学齢児以上の者
	○		盲 人 用 体 重 計	視覚障がい 2 級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	視 覚 障 が い 者 用 拡 大 読 書 器	視覚障がいがあり本装置により文字などを読むことが可能になる者 学齢児以上の者
	○	○	点 字 図 書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者
○	○	歩行時間延長信号機用 小 型 送 信 機	視覚障がい 2 級以上の者 学齢児以上の者	

障がい	者・児の別		種 類	対 象 者
	者	児		
聴覚障がい	○		聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の者
	○	○	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児者または発声・発語に著しい障がいのある者で、コミュニケーション、緊急連絡時などの手段として必要と認められる者 学齢児以上の者
	○	○	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がいのある者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
肢体不自由	○	○	特 殊 便 器	上肢障がい2級以上の者（難病等の者は上肢機能に障がいのある者） 学齢児以上の者
	○	○	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいのある者
	○	○	頭 部 保 護 帽	下肢もしくは体幹機能障がい、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する恐れがある者
	◎	○	便 器	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（難病等の者は常時介護を必要とする者） 学齢児以上の者
	◎	○	特 殊 マ ッ ト	下肢または体幹機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る）3歳以上の者は、2級も可（難病等の者は寝たきり状態にある者）
	◎		特 殊 寝 台	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（難病等の者は寝きり状態にある者）
	◎	○	特 殊 尿 器	下肢または体幹機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る）（難病等の者は自力で排尿できない者）学齢児以上の者
	◎	○	入 浴 担 架	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（入浴に当たって、家族や他人の介助を要する者に限る） 3歳以上の者
	◎	○	体 位 変 換 器	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（下着交換などに当たって、家族や他人の介助を要する者に限る）（難病等の者は寝たきり状態にある者） 学齢児以上の者
	◎	○	入 浴 補 助 用 具	下肢または体幹機能障がい児者で、入浴に介助を必要とする者 3歳以上の者（難病等の者は入浴に介助を要する者）
		○	訓 練 用 ベ ッ ド	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（難病等の者は下肢または体幹機能に障がいのある者）学齢児以上の者
		○	訓 練 い す	下肢または体幹機能障がい2級以上の者 3歳以上の者
	◎	○	移 動 用 リ フ ト	下肢または体幹機能障がい2級以上の者（天井歩行型は除く）（難病等の者は下肢または体幹に障がいのある者） 3歳以上の者
	◎	○	移動・移乗支援用具（手摺、スロープ等立ち上がり補助用具）	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする者（難病等の者は下肢が不自由な者） 3歳以上の者
◎	○	住 宅 改 修 費（手摺取り付け、段差解消等に伴う用具及び工事費）	下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）のある障がい等級3級以上の者（特殊便器への取替えの場合は上肢障がい2級以上の者） 学齢児以上の者	
内部障がい	○	○	ネ プ ラ イ ザ ー	呼吸器障がい3級以上または同程度の障がい者で、必要と認められる者（難病等の者は呼吸器機能に障がいのある者） 学齢児以上の者
	○	○	透 析 液 加 温 器	じん臓機能障がい3級以上の者で、自己連続携式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 3歳以上の者
	○		酸 素 ポ ン ベ 運 搬 車	医療保険における在宅酸素療法を行う者

障がい	者・児の別		種 類	対 象 者
	者	児		
その他	◎	○	火 災 警 報 器	障がい等級2級以上の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者
	◎	○	自 動 消 火 器	障がい等級2級以上または難病等の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者
	○	○	人 工 喉 頭	音声機能もしくは言語機能の障がい者で、本用具により意思疎通が可能となる者
	○	○	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声機能もしくは言語機能障がい児者または肢体不自由児者で、発音・発語に著しい障がいのある者 学齢児以上の者
	○	○	電 気 式 た ん 吸 引 器 パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がい児者で、必要と認められる者（難病等の者は呼吸器機能に障がいのある者※パルスオキシメーターは人工呼吸器の装着が必要な者） 学齢児以上の者
	○	○	点 字 デ ィ ス プ レ イ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）の障がい者で、必要と認められる者
	○	○	排 泄 支 援 用 具 (ストマ用器具または、紙おむつ)	ぼうこうまたは直腸機能障がいもしくは脳原性の運動機能障がい者で、排泄に本用具を必要とする者
	○	○	収 尿 器	肢体不自由などの障がい者で、高度の排尿機能障がいのため排尿に本用具を必要とする者
	○	○	情 報 ・ 通 信 支 援 用 具	視覚または上肢機能障がい2級以上の者で、パソコンの使用により社会参加が見込まれ、周辺機器などを使用しなければ当該パソコンの操作が困難な者
	○	○	非 常 用 電 源 装 置 ・人工呼吸器用自家発電機 又は外部バッテリー ・インバーター発電機 ・蓄電池 ・DC/ACインバーター	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の障がい児者で、人工呼吸器や電気式たん吸引器などの電気医療機器を使用している者

《知的障がい者・児》

障がい	者・児の別		種 類	対 象 者
	者	児		
知的障がい	◎	○	特 殊 マ ッ ト	重度または最重度 3歳以上の者
	○	○	特 殊 便 器	重度または最重度 学齢児以上の者
	○	○	頭 部 保 護 帽	重度または最重度 てんかんの発作などにより頻繁に転倒する者
	◎		電 磁 調 理 器	重度または最重度
	◎	○	火 災 警 報 機	重度または最重度 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(単身世帯及びこれに準ずる世帯の者)
	◎	○	自 動 消 火 器	重度または最重度 火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(単身世帯及びこれに準ずる世帯の者)

注意

- 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障がいに準じて取扱います。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

## (5) 紙おむつ購入費の助成



### ✿ 内容

在宅で障がいにより常時紙おむつを使用している方に対し、介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ購入に係る助成券を交付します。

### ✿ 対象者 次のすべての条件に該当する方

- ① 在宅で常時紙おむつを使用している方（1日3枚以上）
- ② 3歳以上65歳未満で次のいずれかに該当する方
  - ・身体障害者手帳1・2級所持者
  - ・療育手帳A所持者
  - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
  - ・特別障害者手当受給者
  - ・特別児童扶養手当受給対象児童
  - ・新発田市在宅重度心身障害者見舞金受給者
- ③ 申請時において本人が市民税非課税者

### ✿ 助成枚数

1人につき年間最高12枚（申請月分からの交付、1か月につき1枚）

### ✿ 助成額：1枚につき2,500円以内

（助成券を使用できるのは、新発田市の指定業者に限られます）

## (6) 新発田市指定ごみ袋の助成



### ✿ 内容

障がいにより常時紙おむつの助成または腹膜透析を受けてる方のいる世帯に対し、経済的負担の軽減を図るため、ごみ袋を交付します。

### ✿ 対象者

- ・障がいにより紙おむつ購入費の助成券を受けている方
- ・日常生活用具の給付による紙おむつの助成を受けている方
- ・腹膜透析（CAPD）を受けている方

### ✿ 助成枚数 1人につき 1か月5枚（大サイズ）または1か月10枚（小サイズ）

※ 申請月分から助成します。

## (7) 救急医療情報キットの配布



### ❁ 内容

救急医療情報キットは、緊急時等救急隊員に正確な医療情報を伝えるためのキットです。このキットの中に、かかりつけ医や服用している薬などの情報をあらかじめいれておき、病気やけがで倒れたときに、救急隊員などに医療情報を伝えるものです。

### ❁ 対象者（区分により窓口が異なりますので、ご注意ください。）

配布対象		配布方法
65歳以上	・ひとり暮らしの方	地域包括支援センター職員やケアマネージャーなどが個別訪問して無料配布します。
	・65歳以上のみの世帯の方 ・日中ひとりになる方	希望する方に無料で配布します。 <b>高齢福祉課（市役所本庁舎2階）</b> または各支所住民福祉課へお越しください
64歳以下	・身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者福祉手帳1級所持者 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で、ひとり暮らし、日中ひとりになる方または手帳所持者のみの世帯の方	希望する方に無料で配布します。 <b>社会福祉課（市役所本庁舎2階）</b> または各支所住民福祉課へお越しください
上記以外で希望する方		希望する方に175円で配布します。 <b>健康推進課（市役所本庁舎2階）</b> または各支所住民福祉課へお越しください

### ❁ 救急キットの内容（市から配布するもの）

- ・ 保管容器 1個
- ・ 救急情報用紙 1部
- ・ シール（玄関用） 1枚
- ・ マグネット（冷蔵庫扉用） 1枚
- ・ 取扱説明書 1部
- ・ その他説明資料



## (8) NHK放送受信料の免除



### ✿対象者

区分	対象者の適用条件
全額免除	<ul style="list-style-type: none"><li>身体障害者手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</li><li>療育手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</li><li>精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</li></ul>
半額免除	<ul style="list-style-type: none"><li>視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳所持者が世帯主の場合</li><li>身体障害者手帳1級・2級所持者が世帯主の場合</li><li>療育手帳「A」所持者が世帯主の場合</li><li>精神障害者保健福祉手帳1級所持者が世帯主の場合</li></ul>

### ✿お持ちいただくもの

- ・ 障害者手帳
- ・ 印鑑

✿問合せ NHK視聴者コールセンター 電話 0120-151515  
聴覚障がい者向け案内 FAX 03-5453-4000

## (9) 自動車運転免許取得費の助成



### ✿内容

身体に障がいのある人が、自動車運転免許証を取得する場合に、社会参加の促進を図るため費用の一部を助成します。ただし、免許取得前に申請が必要です。

### ✿対象者

身体障害者手帳おおむね4級以上で、免許取得により社会への参加に効果が認められる方

✿助成額：免許取得費用の3分の2（ただし上限は10万円）

### ✿お持ちいただくもの

- ・ 身体障害者手帳

## (10) 身体障がい者用自動車改造費の助成



### ✿ 内容

身体に障がいのある人が自動車を改造する場合または改造済みの自動車を購入する場合に、社会参加の促進を図るため費用の一部を助成します。ただし、改造または購入前に申請が必要です（所得制限あり）。

	本人運転の場合	介護者運転の場合
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上肢、下肢、体幹にかかる1・2級の障がい者</li> </ul> <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運転免許証に改造の要件が記載されている上肢、下肢、体幹にかかる障がい者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 身体障害者手帳1・2級を所持し自ら自動車運転ができない車いすなどを利用している障がい者</li> </ul>
助成額	改造に要した費用 (上限 10 万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活保護世帯 改造に要した費用(上限 60 万円)</li> <li>• 所得税非課税世帯 改造に要した費用の3分の2(上限 40 万円)</li> <li>• 所得税課税世帯 改造に要した費用の2分の1(上限 30 万円)</li> </ul>
自動車所有者	本人	本人または生計同一者
改造例	手動操作レバー取付改造など	車いす昇降装置取付改造など (同様の装置が装備された自動車の購入を含む)
その他制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 就労などに伴い自動車改造が必要であること</li> <li>• 過去5年間に、この事業による助成を受けていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人の移動のために自動車改造が必要であること</li> <li>• 過去5年間に、この事業による助成を受けていないこと</li> </ul>

### ✿ お持ちいただくもの

- 身体障害者手帳
- 車検証（既存の車を改造する場合）
- 運転免許証（本人運転の場合）
- 改造費見積書
- パンフレット、価格表（改造内容が具体的に確認できる書類）
- 障がいのある人本人の年金額を明らかにできる書類



## (11) 意思疎通支援者の派遣



(手話通訳・要約筆記)

### ✿内容

聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある人とその他の人との円滑なコミュニケーションを支援するため、意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）を派遣します。

### ✿対象用務

- ① 医療機関の受診、相談または健康診断を受ける場合
- ② 官公庁、学校その他の公的機関で行う手続、相談または事業に参加する場合
- ③ 就労面接、労働条件協議その他の就労に関する活動を行う場合
- ④ 研修、講演会その他の社会参加を促進する活動に参加する場合
- ⑤ 冠婚葬祭、自治会活動等の家庭生活及び地域生活に参加する場合 など

### ✿派遣費用

無料（活動中の支援者にかかる交通費や入場料は、利用者負担となります。）

✿問合せ 新発田市社会福祉協議会 FAX 0254-26-3300  
電話 0254-23-1000

## (12) 声の広報発行事業



### ✿内容

文字による情報の入手が困難な障がいのある人に、社会参加の促進を図るため、広報などの市民生活をするうえで必要度の高い情報を音声訳により定期的に提供します。音声訳したCDは専用機材（ポータブルレコーダー）かパソコンでないと再生できません。専用機材（ポータブルレコーダー）を購入する場合はP.26の「日常生活用具の給付」をご参照ください。

✿対象者 視覚障がい者

✿利用費用 無料

✿貸し出す声の広報内容 ①広報しばた ②社協だより ③新聞コラム など

✿問合せ 新発田市社会福祉協議会 電話 0254-23-1000

## (13) 緊急告知FMラジオの無償貸与



### ❁ 内容

災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、速やかに災害情報入手し、早く避難行動に結びつけることができるよう緊急告知FMラジオを無償貸与します。

### ❁ 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、

- ・ 視覚障がい1～3級の方
- ・ 下肢不自由1～2級の方
- ・ 体幹不自由1～2級の方

### ❁ お持ちいただくもの

身体障害者手帳

代理申請の場合は、手続きをされる方の運転免許証等の本人を確認できるものをお持ちください。



### ❁ 問合せ先

申請について

新発田市役所 社会福祉課 障がい支援企画係 電話 0254-28-9223

FMラジオ貸与事業について

新発田市役所 地域安全課 消防防災係 電話 0254-28-9510

## (14) ヘルプカード



### ✿ 内容

障がいなどがあり、自分から「困っている」ことをなかなか伝えられない方が、必要な支援を周囲に求めやすくするためのカードです。あらかじめ自分の情報や配慮してほしいことなどをカードに記入しておき、いざというときに提示することで「支援が必要な人」と「手助けをする」人をつなぎます。

- ✿ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、  
難病患者、妊婦、その他必要とする方



## (15) 緊急通報装置の設置



### ✿ 内容

障がいのある人の事故などの緊急事態に対応するため、緊急通報装置を設置します。

- ✿ 対象世帯 身体障害者手帳1・2級所持者のみの世帯またはこれに準ずる世帯

- ✿ 利用料 月額400円 ただし、生活保護世帯及び所得税非課税世帯は無料です。

## (16) 郵便料金の割引



### ✿ 内容

盲人用点字郵便物などが無料になります。また、点字ゆうパックなどが割引されます。

- ✿ 問合せ 新発田郵便局 電話 0254-22-2200

## (17) 携帯電話料金の割引



### ✿ 内容

携帯電話を利用している障害者手帳所持者に対し、基本使用料などが割引されます。事前登録が必要ですので、利用希望者は、以下へお問い合わせください。

### ✿ 問合せ

携帯電話会社	携帯電話から	一般電話から
NTT ドコモ	151	電話 0120-800-000
au	157	電話 0077-7-111
ソフトバンクモバイル	157	電話 0800-919-0157

※問い合わせの電話番号は、無料です。

## (18) 障害者住宅整備補助事業



### ✿ 内容

障がいのある人のいる世帯が、住宅をその障がい者の身体状況に適したものに改造を行う際に要する経費の補助を行います。ただし、この工事には増改築を含みますが、新築工事や全面的な建替工事は除かれます。

また、駐車場や外構工事は対象となりません。

### ✿ 対象者

身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳「A」所持者で世帯全体の前年の収入合計が 600 万円未満の方が対象です。※介護保険で「要支援」または「要介護」と認定された 65 歳以上の方は、市高齢福祉課が問合せ・申込み先となります。

### ✿ 補助対象額

対象工事に要した額（50 万円が限度となります）

世帯区分	補助率	補助金の額
生活保護世帯	100%	50 万円まで
所得税非課税世帯	75%	37.5 万円まで
その他の世帯	50%	25 万円まで

#### 工事例

- ・居室及び廊下等の改造
- ・トイレの改造
- ・浴室の改造
- ・玄関の改造
- ・段差解消機及び階段昇降機の設置
- ・ホームエレベーターの設置 など

### － 注意 －

- (1) 高齢者住宅整備補助事業で適用となった方は、この事業の適用を受けることはできません。
- (2) 介護保険法の住宅改修または日常生活用具給付事業の住宅改修の給付を受けた額を除きます。
- (3) 補助を受けるためには、事前の申請が必要です。

## (19) 生活福祉資金の貸付



### ❁ 内容

生活福祉資金は、障がいのある人の世帯等の生活を経済的に支えるとともに、社会福祉協議会と民生委員が相談支援を行いながら、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

### ❁ 貸付要件

貸付は世帯単位であり、所得要件、他制度優先の他、資金種類によっても要件があるため、詳しくはご相談ください。

❁ 貸付利子 無利子 (原則連帯保証人を立てる、立てない場合年1.5%)  
(教育支援資金は連帯借受人の設定が必要)

### ❁ 主な資金の種類と貸付条件

資金の種類	内 容	貸付限度額	償還期間 (据置期間 経過後)
福祉資金  日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	生業を営むために必要な経費	460万円以内	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間により上限あり	8年以内
	福祉用具などの購入に必要な経費	170万円以内	8年以内
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	200万円以内	8年以内
	住宅の増改築、補修などに必要な経費	250万円以内	7年以内
	介護保険、障害者自立支援法の対象となるサービスを受けるのに必要な経費	170万円以内	5年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	3年以内
教育支援資金	学校教育法に定める学校に入学、在学に必要な経費	学校種別により月額上限あり	20年以内
	学校教育法に定める学校に入学する際に必要な経費	50万円以内	20年以内
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の貸付を行う	10万円以内	12か月以内

※上記以外でも相談内容によっては紹介できる資金もあります。

### ❁ 相談窓口

新発田市社会福祉協議会 地域福祉課 電話 0254-23-1000

## (20) 日常生活自立支援事業



### ✿ 内容

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、社会福祉協議会の生活支援員等が訪問し、福祉のサービスの利用の手伝いや、日常的なお金の出し入れの手伝い、大切な書類等の預かりなど、契約に基づく支援を行います。

### ✿ 対象者

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人で、判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等に支援が必要な方。

### ✿ 福祉サービスの内容

#### ①福祉サービス利用の手伝い

- ・福祉サービスについて情報提供や相談、助言
- ・福祉サービスの利用申込み手続き
- ・福祉サービスの利用料金の支払手続き
- ・福祉サービス利用についての苦情解決制度の利用手続き

#### ②日常的なお金の出し入れの手伝い

- ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費の支払い手続き
- ・税金、社会保険料、公共料金等の支払い手続き
- ・その他日常生活に必要な預金の払戻し、預入れの手続き

#### ③大切な書類の預かり

- ・金融機関等の貸金庫を利用して、大切な書類等を安全にお預かりします。  
(年金証書、通帳、権利書、契約書類、保険証書、印鑑 など)

### ✿ 費用

- ・1時間 1,200円 (1時間を超える場合は、30分ごとに400円)

※生活保護を受けている方は無料です。

※生活支援員等の交通費や書類等の保管のための貸金庫の利用料は、実費負担となります。

### ✿ 相談窓口

新発田市社会福祉協議会 地域福祉課

電話 0254-20-0022

## (21) 障害者世帯等屋根雪除雪助成事業



### ❁ 内容

障がいのある人のひとり暮らし世帯等で一定の要件を満たす場合に、冬期間における生活の安全を確保するため、屋根の除雪に対する費用の一部を助成します。

### ❁ 対象者 次のすべてに該当する世帯

- ①障がいのある人のひとり暮らし世帯、障がいのある人のみで構成されている世帯  
または障がいのある人及びひとり親世帯で構成されている世帯で、次のいずれかの手帳所持者がいる場合
  - ・身体障害者手帳 1～4 級
  - ・療育手帳 A
  - ・精神障害者保健手帳 1・2 級
- ②自力で除雪することが困難である世帯
- ③世帯員全員の市民税が非課税である世帯
- ④親族（2 親等以内）からの労力的援助または経済的援助が受けられない世帯

### ❁ 助成対象費用

屋根の雪下ろし及び屋根の雪下ろしに伴う玄関先、避難経路等の除雪に要する費用

### ❁ 助成額

1 回当たり 15,000 円を上限とした除雪に要した費用の実費を、1 年度の間 4 回まで助成します。

また、助成額を超えた場合は、自己負担となります。

### ❁ その他

- ・作業の手配は、利用者で行ってください。
- ・作業中の事故などについては、利用者や作業実施者での対応となります。
- ・生活保護を受給している世帯は対象外です。

## (22) 各種施設利用の割引



利用券販売窓口で、障害者手帳を提示してください。施設名称に下線が引かれた施設では、障害者手帳に代えて、「ミライロID」の提示で割引を受けることができます。

無料施設	<u>舘谷虹児記念館</u> ／ <u>旧県知事公舎記念館</u> ／ <u>市島邸</u> ／ <u>刀剣伝承館</u> ・ <u>天田昭次記念館</u> ／ <u>県立自然科学館</u> ／ <u>県立植物園</u> ／ <u>県立万代島美術館</u> ／ <u>県立近代美術館</u> ／ <u>新潟市歴史博物館</u> ／ <u>新潟市美術館</u> ／ <u>会津ハル記念館</u> ／ <u>ビュー福島湯</u>		
割引施設	紫雲の郷	大人(中学生以上)	700円 → 580円
	聖籠町ざぶーん館	大人(中学生以上)	850円 → 550円
		子供(4歳～小学生)	450円 → 250円
	あやめの湯	120円(入湯税)に割引	
	北方文化博物館本館	大人	800円 → 400円
		小・中学生(日曜日・祝日は無料)	400円 → 200円
北方文化博物館新潟分館	大人	450円 → 225円	
	小・中学生(日曜日・祝日は無料)	200円 → 100円	
清水園	大人	700円 → 350円	
	小・中学生(日曜日・祝日は無料)	300円 → 150円	
新潟市マリンピア 日本海	高校生以上	1500円 → 500円	
	小・中学生	600円 → 200円	
	未就学児(4歳以上)	200円 → 66円	

※ 第1種身体障害者手帳所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の介助者は、入場する障がい者1人につき介助者1人が無料になる場合があります。

※スポーツ施設使用料減免サービスについては

新発田市スポーツ推進課 電話 0254-28-9660 にお問い合わせください。

## (23) ミライロID

ミライロIDとは、(株)ミライロが提供するスマートフォン向け障害者手帳アプリのことで、一部の公共交通機関や企業等の割引やサービスを受ける際に、障害者手帳の代替手段として使用できるものです。スマートフォンからミライロIDを検索し、新規登録できます。



## (24) 選挙と投票

### 郵便等による不在者投票

選挙人で重度の身体障がいのために投票所に行けない方は、あらかじめ選挙管理委員会に申請を行い、郵便等投票証明書の交付を受け、郵便等による不在者投票を行うことができます。ただし、投票日の4日前までにこの証明書を提示し、投票用紙等の請求を行う必要がありますので、ご注意ください。

✿対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 次の身体障害者手帳所持者
  - ・ 両下肢、体幹、移動機能の障がい（1・2級）
  - ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい（1・3級）
  - ・ 免疫、肝臓の機能障がい（1～3級）
- ② 次の戦傷病者手帳所持者
  - ・ 両下肢、体幹の障がい（特別項症～第2項症）
  - ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障がい（特別項症～第3項症）
- ③ 介護保険法の要介護者で要介護5の方

### 代理記載制度

郵便等による不在者投票の対象者で、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票に関する記載をさせることができます。

✿対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳所持者で、上肢または視覚の障がい1級の方
- ② 戦傷病者手帳所持者で、上肢または視覚の障がい特別項症から第2項症の方

✿問合せ 新発田市選挙管理委員会

## 6 交通機関などの割引及び助成

### (1) 旅客鉄道運賃の割引



#### ✪内容

各旅客鉄道会社の鉄道を利用する場合には、乗車券販売窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示して購入すると割引されます。割引となる介護人は障がいのある人1人につき1人までです。

✪対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者

#### ✪割引率

手帳に記載されている種別により割引内容が異なります。(療育手帳の場合は「A」が第1種、「B」が第2種となります。)

※新幹線の特急券は含みません

区分	乗車券種類	利用形態	割引対象者	割引率
第1種 (A)	普通乗車券	片道100kmを超えて単独で利用する場合	本人	50%
		介護人と共に利用する場合(キロ数の制限はない)	本人・介護人	
	定期乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人 ※	
	普通回数乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人	
	普通特急券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人	
第2種 (B)	普通乗車券	片道100kmを超えて単独で利用する場合	本人	50%
	定期乗車券	12歳未満の小児が介護人と共に利用する場合	本人・介護人 ※	

※ 小学校の小児定期乗車券は割引されません(介護人は通勤定期乗車券に限ります)。

### (2) あやめバス等運賃の無料



#### ✪内容

あやめバス・新発田市コミュニティバス・川東コミュニティバスを利用する場合には、障害者手帳を提示すると運賃が無料になります。

※松浦地区デマンド乗合タクシー「まつうら号」、豊浦地域コミュニティバス「本田・天王号」、豊浦地域予約型乗合タクシー「中浦・荒橋号」、五十公野～赤谷地区公共交通「あかたに号」は半額になります。

✪対象者 障害者手帳所持者及び付添人

✪問合せ 新発田市役所 市民まちづくり支援課公共交通推進室  
新潟交通観光バス(株)新発田営業所  
電話 0254-23-2111

### (3) バス運賃の割引



#### ❁ 内容

路線バスを利用する場合には、障害者手帳を提示すると運賃が割引されます。定期乗車券は、この手帳を提示して購入します。

❁ 対象者 障害者手帳所持者

#### ❁ 割引率

乗車券種類	利用形態	割引対象者	割引率
普通乗車券	単独で利用する場合	本人	50%
	介護人と共に利用する場合	本人 介護人※1	
定期乗車券	単独で利用する場合	本人※2	30%
	介護人と共に利用する場合	本人※2 介護人※1	

※1 身体障害者手帳（4級～6級）、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳を除く。

※2 12歳未満を除く。

❁ 問合せ 新潟交通観光バス(株)新発田営業所  
電話 0254-23-2111

### (4) ハイヤー・タクシー運賃の割引



#### ❁ 内容

県内のハイヤー・タクシーを利用する場合には、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示すると運賃が割引されます。なお、福祉タクシー利用券を交付されている方は併用ができません（新発田市協定業者のみ）。

精神障害者保健福祉手帳の提示による割引は、実施していない事業者もありますので、事前に事業者を確認ください。

❁ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

❁ 割引率 10%（迎車料金は対象外）

## (5) 福祉タクシー利用料金助成事業



### ❁ 内容

障がいのある人の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、福祉タクシー利用券を交付します。

### ❁ 対象者

- ・ 身体障害者手帳1・2級所持者
- ・ 身体障害者手帳3級所持者の一部（下肢、体幹、脳原性運動（移動）機能障がい）
- ・ 療育手帳A所持者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者

❁ 助成枚数 1人につき年間最高24枚（申請月分からの交付、1か月につき2枚）

### ❁ 助成額

利用券1枚につき、普通車タクシーの基本料金相当額（迎車回送料金を含む）  
なお、1回の乗車につき利用券を複数枚使用できます。ただし、お釣りはできません。

### ❁ 協定業者

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ・ 太陽交通新発田中央（株） | ・ スカイ観光（株）               |
| ・（株）下越タクシー     | ・ ケアプランセンターうららか          |
| ・ 新発田観光タクシー（株） | ・ ライフクリエイションCO.,LTD.有限会社 |

## (6) リフト付タクシー利用料金助成事業



### ❁ 内容

身体に障がいのある人の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、リフト付タクシー利用券を交付します。

❁ 対象者 身体障害者手帳所持者で車いすまたはストレッチャーを使用する方

❁ 助成枚数 1回の申請につき原則10枚（利用券が不足した場合、追加交付します）

❁ 助成額 利用料金の半額（1回の乗車につき利用券1枚）

※運行範囲は、新発田市・阿賀野市・胎内市・新潟市の一部（阿賀野川以北）及び聖籠町です。

### ❁ 協定業者

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| ・（株）下越タクシー               | ・ スカイ観光（株）   |
| ・ ケアプランセンターうららか          | ・ 介護タクシーらっくり |
| ・ ライフクリエイションCO.,LTD.有限会社 |              |

## (7) 人工透析等通院助成



### ✿ 対象者

身体障害者手帳の交付を受け、かつ、腎臓機能障害等で生命を維持するための人工透析等の治療のために、同一の疾病につき恒久的に週3回以上通院が必要となる方

### ✿ 対象となる通院

自宅から人工透析等を行う医療機関で、原則として自立支援医療（更生医療）指定医療機関までの往復です。

なお、この制度で自家用車またはバスで通院される場合は、福祉タクシー利用料金の助成を受けることができません。

### ✿ お持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳
- ・自立支援医療（更生医療）受給者証または更生医療申請用の医師の意見書
- ・本人名義の通帳

### ✿ 助成額（月額）

#### ①自家用車で通院している場合

20円（1kmあたり）×往復距離×12回（1月あたり）

ただし、月額3,500円まで

#### ②バスまたは松浦地区デマンド乗合タクシー「まつうら号」等で通院している場合

乗車する区間の身体障害者割引後の往復額×12回（1月あたり）

ただし、月額3,500円まで

#### ③タクシー通院の場合

年間24枚の福祉タクシー利用券を交付します。

車いすまたはストレッチャーを使用する方は、リフト付きタクシー利用助成事業をご利用ください。

## (8) 航空運賃の割引



### ✿ 内容

国内の各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合には、航空券販売窓口にて身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示すると本人及び介助者の運賃が割引されます（12歳未満の方は除く）。

✿ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

✿ 割引率 約36%

※路線、航空会社により異なりますので、航空会社へお問い合わせください。

## (9) 旅客船運賃の割引



### ✿ 内容

国内の各旅客航路を利用する場合には、乗船券販売窓口にて身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示すると運賃が割引されます。ただし、船舶運行業者によって割引の内容が異なる場合があります。

✿ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

✿ 割引率 約50%

## (10) 障がい者移送サービス



### ✿ 内容

視覚障がい者や日常的に車いすをご利用の方で、外出が困難な障がいがある方が病院などに通院や入退院する際に、福祉車両で送迎いたします。ご利用の際は、必ずガイドヘルパー（視覚障がい者の場合）や介助者（車いす利用者の場合）が必要となります。

### ✿ 利用料

年間費 3,000円

利用料 1回の基本料金300円

運行1kmにつき100円、30分経過毎に100円追加

✿ 問合せ 新発田市社会福祉協議会 電話 0254-23-1000

## (11) 有料道路通行料金の割引



### ❖内容

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する場合には、あらかじめ登録手続きをすることにより、通行料金が割引されます。

### ❖対象者

- ・ 本人運転……身体障害者手帳所持者
- ・ 介護者運転……身体障害者手帳（第1種）または療育手帳A所持者

### ❖割引率 約50%

❖有効期限 申請をした日から、その後の2回目の誕生日までです。  
更新手続きは、有効期限の2か月前からです。

### ❖お持ちいただくもの

- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 自動車検査証（1台限定）※車検証に所有者が記載されていない場合は所有者が確認できる(自動車検査証記録事項)の書類が必要です。
- ・ 運転免許証（本人運転の場合のみ）
- ・ ETCカード（障がい者本人名義のもの）
- ・ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書など）

※未成年の場合は、親権者等名義のETCカードも対象になりますが、有効期限が18歳の誕生日を越える場合で、引き続き割引適用を希望する場合は、障がい者本人名義のETCカードに切り替える手続きが必要です。詳しくは、左記までお問い合わせください。

### ❖問合せ

有料道路 ETC 割引登録係  
電話 045-477-1233

## (12) 駐車禁止除外指定車標章の交付



### ❖内容

歩行困難な障がいのある人が「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受け、それを提示している車両は、公安委員会が指定した場所及び時間に駐車できるようになります。詳しくは警察署へお問い合わせください。

### ❖申請に必要なもの

- ・ 障害者手帳
- ・ 障がいのある人本人の住民票の写し

### ❖申請先・問合せ先

新発田警察署 交通課  
新発田市中央町4丁目2番4号  
電話 0254-23-0110

身体障害者手帳の等級が

- ・ 視覚障がい、下肢不自由 1～4級
- ・ 聴覚障がい 2、3級
- ・ 平衡機能障がい 3級
- ・ 上肢不自由1級、2級の1、2級の2
- ・ 体幹不自由、免疫・肝臓機能障がい 1～3級
- ・ 運動機能障がい（上肢機能）1、2級
- ・ 運動機能障がい（移動機能）1～4級
- ・ 内部障がい 1、3級

療育手帳A

精神障害者保健福祉手帳1級

# (13) 新潟県おもいやり駐車場制度



## ❁【新潟県おもいやり駐車場制度】とは

身体に障がいのある人、高齢者、妊産婦などで、歩行が困難な方に、ショッピングセンター等の障害者等専用スペースを利用するための利用証を交付することで、駐車場の利用対象者を明確にし、適正な利用を図る制度です。



利用証の掲示方法（外から見えるようにします。）



## ❁ 駐車可能な駐車場

対象となる駐車場は、この制度に協力を申し出ていただいたショッピングセンター等に設置されている「おもいやり駐車場制度 協力区画」の案内標示（図1）がある駐車場です。

## プラスワンについて（図2）

歩行が困難な方用の駐車スペースを比較的簡便に増やすため、広幅（3.5m以上）駐車スペースに隣接した通常幅（3.5m未満）の駐車スペースに看板を設置し、当該スペースとする制度です（施設の都合により、設置していない施設もあります。）。

広幅スペース及びプラスワン両方が設置されている場合、広幅スペースは、車いす使用者や妊婦の方などを優先し、それ以外で利用される方は、できるだけプラスワンに駐車するようお願いいたします。



図1



図2



## ❁ 交付対象者

下記の基準に該当する方で、なおかつ歩行が困難または歩行に配慮が必要な方

区分		交付基準		
1	視覚障がい	身体障害者手帳が 4 級以上の方		
	平衡機能障がい	身体障害者手帳が 5 級以上の方		
	肢体不自由	上肢	身体障害者手帳が 2 級以上の方	
		下肢	身体障害者手帳が 6 級以上の方	
		体幹	身体障害者手帳が 5 級以上の方	
		脳原性	上肢機能	身体障害者手帳が 2 級以上の方
			移動機能	身体障害者手帳が 6 級以上の方
その他内部機能障がい等	身体障害者手帳が 4 級以上の方			
2	知的障がい者	療育手帳所有者		
3	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が 2 級以上の方		
4	発達障がいのある者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関または療育機関等が認めた方		
5	難病患者	特定疾患医療受給者及び特定医療費（指定難病）医療受給者		
6	高齢者	介護保険の要介護状態区分が要支援 1 以上の方		
7	妊産婦	原則として、妊娠 7 か月から産後 1 年半までの方		
8	その他けが人または病気等の者	けが及び病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方（様式あり） ※診断書様式がありますので、医師に作成を依頼し、必ず原本をご持参ください。 ※診断書様式は申請窓口で配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。		

## ❁ 申請窓口

- ・新発田市役所 社会福祉課
- ・新発田地域振興局健康福祉環境部地域福祉課

## ❁ 問合せ 新潟県福祉保健部障害福祉課計画推進係（福祉のまちづくり担当）

電話 025-280-5211

※おもいやり駐車場協力施設については、県 HP 内からご確認ください。

# 障がい者に関するマークの紹介

名称	マークの内容
身体障がい者標識 (障がい者マーク) 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する場合に表示するマークです。マークの表示は努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを表示した車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
障がい者のための 国際シンボルマーク 	障がい者が利用できる建物や施設であることを表す世界共通のマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。個人の車に表示しても、マーク本来の趣旨とは異なります。障がいのある人が乗車していることを周囲に知らせる程度のもことになりますが、駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について御理解をお願いします。このマークは「すべての障がい者を対象」としたもので、車いすを利用する障がい者を限定しているものではありません。
聴覚障がい者シンボルマーク (国際マーク・国内マーク) 	聞こえが不自由なことを表すマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったりして、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。
盲人のための国際マーク 	盲人のための世界共通のシンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮をお願いします。このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。
ほじょ犬マーク 	身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共施設のほかデパートやレストランなどでも同伴できるようになりました。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、御理解をお願いします。
オストメイトマーク 	人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口や案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されていることに御理解をお願いします。
ハートプラスマーク 	「身体内部に障がいのある人」を表すマークです。身体内部に障がいのある人は外見から分かりにくいいため、誤解を受けることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合は、電車などの優先席や携帯電話使用などの配慮について、御理解をお願いします。
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または初期妊娠の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、援助や声掛け等をお願いします。

# 7 障がい福祉サービス

## 障害者総合支援法

～どの障がいのある人でも同じ制度のもと地域で自立した生活を～

### 利用者負担

利用者負担には、月額上限額が設定されていますので、次頁を参照ください。

サービスには、期限があるものと、期限のないものがあります。有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が一定程度可能です。

#### ■利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所事業利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
障害福祉サービスに係る自己負担	1 利用者負担の負担上限月額設定(所得段階別)					
	3 高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					2 医療型個別減免(医療、食事療養費と合わせて上限額を設定)
	事業主の負担による就労継続支援A型事業(雇用型)の減免措置					
	8 生活保護への移行防止(負担下限額を下げる)					
食費・光熱水費等	4 補足給付(食費・光熱水費負担を軽減)	食費や居住費については実費負担ですが、通所事業を利用した場合には、6の軽減措置が受けられます。 7 補足給付(家賃負担を軽減)	6 食費の person 費支給による軽減措置		5 補足給付(食費・光熱水費負担を軽減)	

### 不服審査申立

認定された障害者支援区分の認定や支給決定の内容について不服のある場合には、新潟県または新潟市に申し出ること（審査請求）ができます。

申し出先は、対象となるサービスにより異なります。

# (1) 障がい福祉サービス



## ❁ 内容

障がい福祉サービスとは、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身に付ける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」にわけられます。

## ❁ 利用者負担

障がい福祉サービスの応能負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※訪問系サービス以外の利用に際しては、以下の費用負担に加え、食費などの実費負担があります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額		
生活保護	生活保護受給世帯	0円		
低所得	市町村民税非課税世帯	0円		
一般1	市町村民税課税世帯で所得割 16万円(障がい児にあっては28万円)未満の方(20歳以上の施設入所者等を除く)	通所在宅	障がい者(18歳以上)	9,300円
			障がい児(18歳未満)	4,600円
		入所	障がい児(18、19歳の入所者を含む)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯(一般1に該当しない方)	37,200円		

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## ❁ 相談窓口

- 新発田市役所 社会福祉課 障がい福祉係
- 新発田市障がい者基幹相談支援センター(新発田市ふれあい福祉センター内)  
新発田市住吉町1丁目7番17号  
電話 0254-20-3050  
FAX 0254-26-8558

## (2) 更生訓練に係る費用の助成



### ❁ 内容

就労に係る更生訓練等を受ける障がいのある人に訓練に係る経費の一部を助成するものです。

### ❁ 支給対象者

障害者総合支援法第5条第13項に規定する自立訓練または同条第14項に規定する就労移行支援を受けている方で、かつ、生活保護を受給している方または支給決定を受けた方の属する世帯が非課税世帯で、かつ前年の収入の額（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の方

### ❁ 支給額

自立訓練	訓練に従事した日が月 15 日以上の場合	6,300 円（月額）
	〃 未満の場合	3,150 円（月額）
就労移行支援	訓練に従事した日が月 15 日以上の場合	3,150 円（月額）
	〃 未満の場合	1,600 円（月額）
通所のための経費	支給対象者の当該月の交通費	

### (3) 移動支援等サービス



#### ❁ 内容

障がいのある人がそれぞれの能力や適性に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを提供します。

#### ❁ 利用者負担

障害福祉サービスの応能負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません（障がい福祉サービスの利用者負担参照）。

また、収入等の状況により、上限負担額が軽減される場合があります。

#### ❁ 相談窓口

- ・新発田市役所 社会福祉課 障がい福祉係
- ・新発田市障がい者基幹相談支援センター（新発田市ふれあい福祉センター内）  
新発田市住吉町1丁目7番17号  
電話 0254-20-3050（FAX 0254-26-8558）

#### ❁ 移動支援等サービス一覧

サービス名	サービスの内容	利用できる方
移動支援 （ガイドヘルプ）	屋外での移動が困難な障がい者などが、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。 ※原則として1日で用務が終わるものに限ります。	外出のために移動の支援が必要と認められる方で、次のいずれかに該当する方 ア 重度の視覚障がい児（者） イ 全身性障がい児（者） ウ 知的障がい児（者） エ 精神障がい者
日中一時支援	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要である障がい者などに活動の場の支援を行います。	次のいずれかに該当する方 ア 障害支援区分が区分1以上である知的障がい者 イ 障がい児
生活サポート	日常生活に関する支援が必要な障がい者などに家事に対する必要な支援を行います。	介護給付費支給決定者以外の障がい者など
訪問入浴	身体障がい者の家庭において、訪問入浴車による入浴サービスを行います。	身体が虚弱または寝たきりなどのため日常生活を営むのに支障がある身体障がい者

## (4) 地域活動支援センター



### ❁ 内容

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進等多様な活動の場でサービスが受けられます。利用を希望する場合は直接センターへ申し込んでください。

### ❁ センター一覧

名称	所在地	電話番号	運営主体
地域活動支援センターしば草	新発田市荒町甲498	23-5368	(NPO) しば草会
NPO 法人はとの会地域活動支援センター	新発田市中央町3丁目4-4	26-1899	(NPO) はとの会
地域活動支援センター新発田	新発田市大栄町1丁目2-5	23-1599	(NPO) 自立生活センター新発田
地域活動支援センター作業所あゆみ	新発田市住吉町1丁目7-17	26-0879	(NPO) 作業所あゆみ
フリースペースみのり	新発田市中央町2丁目1-13	26-8718	(NPO) フリースペースみのり
かどるあっぷ	新発田市五十公野5160-12	28-7820	(NPO) 新発田市手をつなぐ育成会

## (5) 障害児施設



### ❁ 利用できるサービスの種類

サービスの種類	内容	窓口
障害児入所支援	障がいのある児童が入所し日常生活の指導および自立のために必要な支援を行います。	新発田児童相談所 26-9131
障害児通所支援 児童発達支援	療育の観点から集団・個別療育を行なう必要があると認められる未就学の児童に対し、日常における基本的な動作の指導・集団生活への適応訓練等を行います。	新発田市こども発達相談室 26-3359
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童が通所し、治療及び日常における基本的な動作の指導・集団生活への適応訓練等を行います。	
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童が、放課後や休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進をするとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	新発田市役所 社会福祉課 障がい福祉係

❁ 放課後等デイサービス事業所一覧

事業所名	所在地	電話番号
ほのぼの家族	住吉町1丁目7番17号	20-8800
コンフォーターラス	城北町2丁目8番16号	26-8080
ココン新発田	新栄町1丁目10番16号	28-7571
かどるあっぱ	五十公野5160番地12	28-7820
さんさん館i	島潟1454番地	22-9900
オハナ新発田	五十公野4837番地7	28-7124
にこふる	大栄町7丁目1番7号	28-9307
ココンプラス西新発田	富塚町1丁目17番2号	20-8274
放課後等デイサービスらくら	城北町2丁目8番16号	28-9808
なないろキッズしばた	大手町1丁目7番11号	20-8175
にこふるポップ	東新町4丁目5番5号	28-9150
らいふあかり もも	富塚町3丁目1番27号	28-8730
Cal m (カーム)	大手町4丁目3番25号	28-8768
てくてく	大手町4丁目4番11号	28-8512



## 8 相談・団体・事業所

### (1) 新発田市障がい者基幹相談支援センター

#### ✳️内容

障がいのある人及びそのご家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用援助などを行い、より良い生活ができるよう支援します。相談者の費用負担はありません。

#### 新発田市障がい者基幹相談支援センター

- ・ 対象者 身体・知的・精神・発達・難病など障がいのある人
- ・ 開設時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝日除く）
- ・ 問合せ 新発田市住吉町1丁目7番17号  
（新発田市ふれあい福祉センター内）  
電話 0254-20-3050  
FAX 0254-26-8558

### (2) その他の相談窓口

内容	相談窓口	電話番号	開設時間
心配ごと相談	新発田市役所 1階 市民相談室	28-9110	毎週月・火・金曜日 9:00-15:00
ボランティア相談	新発田市社会福祉協議会 (ボランティアセンター)	23-1000	月～金曜日(祝日除く) 9:00-17:30
自殺予防と様々な心の悩み	新潟いのちの電話 (新発田)	20-4343	年中無休 24時間対応
自殺予防と家族等からの相談	下越地域いのちとこころ の支援センター	28-8880	月～金曜日(祝日除く) 8:30-17:15
心の健康に関する相談	新発田地域振興局 健康福祉環境部	26-9133	月～金曜日(祝日除く) 8:30-17:15
精神科医による こころの健康相談	新発田地域振興局 健康福祉環境部	26-9133	毎月1回(要予約) 13:30-15:30
児童に関する相談	新発田児童相談所	26-9131	月～金曜日(祝日除く) 8:30-17:15
発達障がいに関する相談	新潟県発達障がい者支援 センター「RISE(ライズ)」	025- 266-7033	月～金曜日(祝日除く) 8:30-17:15
こどものことばや発達の 遅れについての相談	新発田市こども発達相談 室	26-3359	月～金曜日 8:30-17:00
障がい者の就業・生活相談	障がい者就業・生活支援 センター アシスト	23-1987	月～金曜日(祝日除く) 8:30-17:15
障がい者の就労相談	新発田公共職業安定所 (ハローワーク新発田)	27-6677	月～金曜日(祝日除く) 8:30-17:15

### (3) 障がい者団体

新発田市内の主な障がい者団体

団体名	対象者	電話番号	事務局
新発田市身体障害者団体連合会	身体障害者手帳所持者	41-3395	藤塚浜 1467 (小林 修)
特定非営利活動法人 新発田市手をつなぐ育成会	知的障がいのある子供を持つ親	28-7820	五十公野 5160-12
特定非営利活動法人しば草会	精神障がいのある人の家族	23-5368	荒町甲 498
たんぼぼの会	変形性股関節症のある人	24-5944	五十公野 4986-7 (大橋 京子)
新発田盲人福祉協会	視覚障がいのある人	32-2817	月岡温泉 533-1 (三浦 五十弥)

### (4) 指定特定相談支援事業所

支援対象者				事業所名	所在地	電話番号	開設時間
精	知	身	児				
○	○	○	○	相談室みらい	大手町5丁目2番7号	26-8822	月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:30
○	○	○	○	自立生活支援センター -新発田	大栄町4丁目3番28号	26-0315	月～金曜日(祝日除く) 13:00～16:00
-	○	-	○	かどるあっぷ	五十公野5160番地12	28-7820	月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:00
○	○	○	○	A-ToNaru(ア-トナル)	新発田市三日市803番地2	050-5604-2265	月～金曜日(祝日除く) 8:00～17:00
○	○	○	-	中井さくら園	新発田市小舟町2-9-13	22-4297	月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:15
○	○	○	○	相談支援センター ぶどうの樹	新発田市諏訪町3-2-21	28-9133	月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:30
○	○	○	○	あおの風	新発田市御幸町2-14-14	28-8631	月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:30
○	○	○	○	ルーモスプラン	新潟市中央区上大川前通り 7番町1169 新潟国際情報大学新潟中央 キャンパス内2F officeB	050-5217-2252	月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:30

## (5) 指定障がい福祉サービス事業所

施設種類		事業所名	所在地	電話番号
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護	株式会社 エヌ介護サービス 新発田センター	大手町 1 丁目 14 番 16 号	20-5155
		総合福祉 ツクイ新発田	新富町 2 丁目 6 番 20 号 タートル新富 1F	27-9898
		SOMPO ケア新発田	住吉町 4 丁目 14 番 33 号 2F	27-9235
		ヘルパーステーション コンフィ陽だまり苑	諏訪町 1 丁目 10 番 38 号	24-1111
		有限会社 新発田介護センター	東新町 4 丁目 1 番 10 号	20-4355
		アースサポート新発田	舟入町 2 丁目 3 番 37 号	24-5300
		ヘルパーステーションとようら	荒町甲 1611-51	21-1777
		ニチイケアセンター新発田	富塚町 3 丁目 4 番 27 号	27-3798
日中活動系 サービス	宿泊型自立訓練・ 自立訓練（生活訓練）	生活訓練施設 らいと	新発田市押廻 1357	28-8478
	就労移行支援事業	就労支援センタードリームしばた	新発田市諏訪町 3-2-21	28-9111
	就労移行・就労継続A型 生活介護・就労定着支援	さんさん館 i	島湯 1454 番地	22-9900
	就労移行・就労継続A型 就労定着支援	マザーアース新発田	西園町 1 丁目 8 番 6 号	24-7171
	就労継続支援 A 型	らいふあかり さわ	富塚町 1 丁目 8 番 22 号	28-1002
		パルトン	中央町 3-5-19	28-0066
	就労継続B型・ 就労定着支援	ジョブプレイス 夢ある小路	大手町 1 丁目 13 番 2 号	24-2073
	就労継続支援B型	ふれ愛しうんじ	真野原外 2961 番地 5	41-0155
		自立生活センター新発田	大栄町 4 丁目 3 番 2 8 号	26-0315
		ジョブプレイス すくらむ	御幸町 2 丁目 15 番 3 号	22-1235
		ジョブプレイス きぼうてらす	三日市 728 番地	22-1169
		ジョブプレイス のぞみふぁーむ	五十公野 4685 番地 42	23-1821
		エンジョイ	中央町 3 丁目 5 番 2 号	28-9701
		ワークス新発田	荒町 1602 番地 2	28-8171
		COCORO (こころ)	新発田市中央町 5-4-1	28-7080
		にこふるビーム	新発田市東新町 4-5-5	28-9471
		新発田ふれあいの杜	新発田市城北町 2-9-12	24-7870
	生活介護	かどるあつぽ	五十公野 5160 番地 12	28-7820
		アクティビティケアセンター あおの風	御幸町 2 丁目 1 4 番 14 号	28-8631
アクティビティケアセンター あおの空		大手町 5 丁目 2 番 7 号	20-8864	
居住系 サービス	共同生活援助	かたくり	下小中山 7 番地 3	33-2314
		スマイル1	緑町 2 丁目 3 番 10 号	23-5531
		スマイル2	西園町 2 丁目 1 番 19 号	26-7130
		スマイル3	大手町 6 丁目 5 番 17 号	26-5043
		スマイル4	御幸町 3 丁目 7 番 18 号	22-5155
		スマイル6	本町 2 丁目 7 番 17 号	23-2112
		スマイル7	中曽根町 3 丁目 7 番 2 2 号アクシ ス3	21-1305
		スマイル8	弓越 1315-104	21-1550
		アザレア (東新町)	東新町 2 丁目 6 番 13 号	050-5438-8419
		アザレア (月岡)	月岡温泉 603 番地 2	
		アザレア (御幸町)	御幸町 2 丁目 12 番 19 号	
		アザレア住吉町	新発田市住吉町 1-9-4	

	アザレア富塚町	新発田市富塚町 2-8-30	
	アザレア西園町	新発田市西園町 3-10-4	
共同生活援助・短期入所	叶音（かのん） AB	島潟 1525 番地 1	20-8287
	叶音（かのん） C	御幸町 2 丁目 15 番 9 号	26-0606
	ソーシャルインクルーホーム新発田本田	本田丁 1466 番 8	080-4658-2460
施設入所支援 生活介護 短期入所	緑風園	五十公野 4681 番地 1	22-4298
	中井さくら園	小舟町 2 丁目 9 番 13 号	22-4297
	大峰寮	下坂町 266 番地	33-2314
短期入所	さんさん館 i	島潟 1 4 5 4 番地	22-9900
	新発田心れあいの杜	城北町 2 丁目 9 番 12 号	21-3135
	パル comfy 陽だまり苑	中央町 5 丁目 4 番 2 号	23-1117

## 9 権利擁護

### (1) 障害者差別解消法



障害者差別解消法は、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を目的とし、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障がいのある人への「障がいを理由とする差別」をなくすために定められた法律です。

この法律で守られなければならないことは、下表のとおりです。

「不当な差別的取扱い」を受けたり、「合理的配慮の提供」が受けられなかったりした場合は、以下の相談窓口にご相談ください。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者など	禁止	法的義務

○不当な差別的取扱いとは、正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることです。

例) レストランなどの飲食店に入ろうとしている障がいのある人を、車いすを利用しているということを理由に入店を断る。

○合理的配慮の提供とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会生活を送る上で障壁となる事物などを取り除くことです。

例) 視覚障がいのある人に、レストランのメニューに書かれている内容などを店員が読み上げながら説明する。

#### ✿相談窓口

新発田市ふれあい福祉センター 基幹相談支援係

電話 0254-20-3055

FAX 0254-26-8558

## (2) 新発田市障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律です。

新発田市では、新発田市ふれあい福祉センターに虐待防止センターを設置し、相談に応じています。以下のような虐待を受けた人、虐待を見つけた人は、相談窓口にご相談、ご連絡ください。

身体的虐待	障がいのある人の体に痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	障がいのある人に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障がいのある人を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な脅威を与えること。
放棄・放任 （ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がいのある人の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障がいのある人の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がいのある人に理由なく金銭を与えないこと。

【相談窓口】 新発田市ふれあい福祉センター 基幹相談支援係  
 新発田市住吉町1丁目7番17号  
 電話 0254-20-3055  
 FAX 0254-26-8558

【開設時間】 平日 午前8：30～午後5：15  
 夜間・休日は、市役所警備員室での電話転送対応

### (3) 新発田市成年後見センター



成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方が、契約行為や財産の管理などをするとき、不利益が生じないようにご本人を保護し意思決定を支援する制度です。

新発田市では、成年後見センターを設置し、制度の相談支援を行っています。

こんな事例を見たり、聞いたりしたことはありませんか？

- ① 一人暮らしの精神障がいのある人が、高級な布団を何組も購入させられてしまった。
- ② 年金をもらっているはずの知的障がいのある人の預金通帳の管理を家族がしているが、施設利用料が滞っている。

このようなケースの場合、成年後見人を付けて、本人の権利を守る必要があるかもしれません。

成年後見センターでは、成年後見制度に関するご相談に応じています。

お気軽にご相談ください。

<一般相談／無料>

予約は原則必要ありませんが、事前のお問合せをお勧めします。

<成年後見に関する法律相談／無料>

予約が必要となります。開催日時等、詳細は、センターへ照会してください。

◎新発田市成年後見センター

所在地：〒957-0054

新発田市本町4-16-83 新発田市ボランティアセンター内

開設時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(土日、祝日及び年末年始を除く)

問合せ：電話 0254-20-8988

FAX 0254-26-3300

H P <http://www.shibata-shakyo.or.jp>

### (4) 新発田市手話言語の普及等に関する条例



市では、手話は言語であり、ろう者等が手話により意思疎通を円滑に行う権利を有するとの認識に基づき、手話及びろう者等への理解の促進並びに手話の普及についての基本理念を定める条例を平成30年12月に制定しました。

この条例の全文では、社会の手話への理解の乏しさから、手話を言語として使用する環境が十分に整えられてこなかった歴史を踏まえ、ろう者等がこれまで多くの不便や不安を抱えながら生活していることを明記し、市民の皆様の手話やろう者等への認識を深めていただきたいと考えています。

この条例の制定によって、手話が広く普及し、ろう者等への理解が広がり、すべての市民が共に生きる地域社会の実現を目指します。